

古代南九州にルーツを持つ中央官人（下）

菊池 達也 *

Study of Central Bureaucrats with roots in ancient southern kyushu (part2)

KIKUCHI Tatsuya

要旨：隼人と呼ばれた南九州の人々が律令国家の支配を受け容れた要因について、武力で制圧され服従したとするのが従来の一般的な理解であった。こうした征服史観的な見方に対しては批判もあるが、現状では克服しきれていない。この研究史的課題に取り組むため、本稿では、前稿「古代南九州にルーツを持つ中央官人（上）」で検証した大隅乙万呂の検証結果と、筆者が以前検証した大隅忌寸公足、大隅忌寸三行、大隅直坂麻呂、薩麻君国益の成果を総合して、古代南九州にルーツを持つ中央官人を分析する。そして、どの程度の数の人たちがどういった官職に任じられたのか、誰がいかなる過程で中央官人になったのかを明らかにした。そのうえで、南九州の人々が律令国家の支配を容認した要因を考察した。

キーワード：日本古代史、隼人、南九州、周縁、官人

4. 大隅乙万呂以外の古代南九州にルーツを持つ

中央官人

前稿「古代南九州にルーツを持つ中央官人（上）」では、大隅乙万呂の基礎的考察をおこなってきた。本稿ではその結果を踏まえながら、古代南九州にルーツを持つ中央官人について分析したい。

まず、これまで筆者が取り上げてきた大隅忌寸公足、大隅忌寸三行、大隅直坂麻呂、薩麻君国益に関して要点をまとめる⁶⁴。

大隅忌寸公足

正倉院文書や善光朱印経と呼ばれる古写経の奥書から、管見の限り 90 件確認できる人物で、天平勝宝 7 歳（755 年）～宝亀 4（773）年前後に都で活動していた下級官人である。南九州から畿内に移り住んだ人々の後裔で、『養老令』軍防令内六位条の規定に基づき、内六位以下八位以上の者の嫡子として位子から左大舎人に任じられ、広義の官人制機構に加わったと考えられる。当時は主に、写経・勘経事業で校生・経師、あるいは使として宮中と諸官司の間の取次役といった役割を担っていた。その後、信部史生、図書少属、図書大属を歴任するなかで、奉写御執経所、奉写一切経司、光仁天皇

の写経機関において、写経事業に関わる文書発行の責任者となり、また校生・経生を推挙・貢進したりするなど、各写経機関における事務の中心業務を担当するようになった。加えて、依然として宮中と諸官司の間の取次を果たすこともあった。当初は無位であったが、考選法に基づく叙位と臨時叙位を積み重ね、少なくとも正七位下まで昇進した。南九州の地名を冠する姓を持つものの、出身方法、活動内容、位階の変遷など、いずれの面から見ても一般的な下級官人として位置づけられる。

大隅忌寸三行

『続日本紀』に 3 回登場する人物で、史料で判明する限り、神護景雲 3（769）年～宝亀 7 年前後に都で活動していた官人である。公足と同様、南九州から畿内に移り住んだ人々の後裔と考えられる。出身方法は不明だが、もともと隼人司の隼人として活動していた可能性が高い。また、公足と比べると位階が高く、就任している官職から推測すると位子出身者とは考えにくい。宝亀 6 年に隼人正に任命され、隼人司の長官として隼人の檢校や隼人名帳の管理、隼人による奉仕の統括や引率などをおこなっていた。位階は推測の部分も含め、少なくとも従六位上から外従五位上に昇進した。加階について、史料上では臨時叙位しか確認できず、特に隼人の「朝貢」を契機として位階が上昇している点が注目される。公足と違って活動内容や位階授与の場面で隼人との関わりが見られ、中央官人でありながら隼人的な側面が存在する。

（2023 年 1 月 23 日受理）

*宇部工業高等専門学校 一般科

大隅直坂麻呂・薩麻君国益

天平 10 年に作成された「周防国正税帳」に登場する人物である。この記事によると、それぞれ左大舎人、右大舎人に任じられており、同年 6 月に何らかの用務を帯び、下伝使として西下する途中で周防国を通過したことがわかる。彼らは外五位を有する南九州（大隅国大隅郡、薩摩国薩摩郡）の郡司層（主に郡司を代表とする地方有力者集団）⁶⁵の嫡子であり、『養老令』軍防令五位子孫条の規定に基づき⁶⁶、蔭子として大舎人に任じられたと考えられる。なお当時ともに無位であったが、大舎人として 1 選期間を経ると、蔭位（従八位上または従八位下）を授かったと推測される。

5. 古代南九州にルーツを持つ中央官人の官職

上記 4 名に大隅乙万呂を含めて、古代南九州にルーツを持つ中央官人について考察したい。まず古代南九州にルーツを持つ中央官人は、本拠地が畿内の者も南九州の者も存在する。そしてひとまず三行を除くと、本拠地に関係なくいずれも令の規定（『養老令』軍防令）に則して中央官職に任用されたと考えられる⁶⁷。そうすると、現存する史料には現れないものの、他の中央官職に任じられた者もいたはずである。このうち南九州を本拠地とする者については、以前論じたことがある。大舎人以外に、東宮舎人・中宮舎人、諸司史生、兵衛・采女、帳内・資人（神亀 5 年以前）として出仕した者、さらに大学・国学を経て任官された者が存在し得た⁶⁸。本稿では畿内を本拠地とした者を考察する。史料上で確認または推測される大舎人、信部史生、図書少属、図書大属、隼人正、位分資人以外で想定できる中央官職は、以下の通りである。

東宮舎人・中宮舎人・諸司史生

『養老令』軍防令五位子孫条およびその義解には、21 歳以上の五位以上の者の子孫で官職に就いておらず、内舎人に採用されなかった者を、大舎人、東宮舎人、中宮舎人に任用すると記されてある。この規定は神亀 5 年に変更され、外五位の嫡子を大舎人に（大学生は後述）、庶子を東宮舎人、中宮舎人、諸司の史生に（帳内、職分資人は後述）することになった⁶⁹。畿内を本拠地とする者のなかで、この規定に準じて官人になった者は確認できない。しかしあとで述べるように、畿内には外五位を持つ者が複数存在する（内五位以上を持つ者はいない）ことから、大舎人以外にも、東宮舎人、中宮舎人、諸司史生として出仕した者がいた可能性は高い⁷⁰。

兵衛・使部

『養老令』軍防令内六位条によると、21 歳以上の内六位以下八位以上の者の嫡子で官職に就いていない者を、儀容端正で書算が巧みな者を上等、身材強幹で弓馬に便な者を中等、身材劣弱で文算知らざる者を下等の 3 等に分け、上等・下等は式部省で選考され上等を大舎人、下等を使部に、中等は兵部省で試練し兵衛にするとある。大隅忌寸公足はこの規定に

よって大舎人に任じられたと考えられる。この規定が中等、下等と評価された者には適用されなかったとは思えない。そのため兵衛・使部として出仕した者がいた可能性は非常に高い。

帳内・職分資人

『養老令』軍防令帳内条にあるように、帳内・職分資人は六位以下の子および庶人から採用していた。神亀 5 年には、21 歳以上の外五位の者の庶子で官職に就いていない者も、帳内・職分資人に任じられることになった⁷¹。以上の条件を満たす者は、畿内を本拠地とする者のなかに存在する。帳内・職分資人は選考があるため確実に採用があったとは断言できないが、位分資人として出仕したと考えられる大隅乙万呂を念頭に置くと可能性はあったといえる。

大学からの任官

『養老令』学令大学生条によると、入学資格は、五位以上の子孫と東西史部の子、および八位以上の者の子で願う者⁷²であり、13～16 歳で聡かな者を探ることになっていた。しかし神亀 5 年、大学生の入学資格について外五位の者の子は嫡子だけに限定された⁷³。学生は所定の学業を終え、卒業試験にあたる応挙試に合格すると、式部省が施行する官人登用試験を受けられる。そして及第すると叙位・任官された⁷⁴。試験に合格しなければならぬため、確実にこのコースから出仕した者がいたとはいえないが、少なくとも大学を経て出仕することはできた。

6. 古代南九州にルーツを持つ中央官人

以上、想定し得る就任可能な中央官職について検討してきた。それでは 8 世紀において古代南九州にルーツを持つ中央官人は、どの程度存在したのだろうか。残念ながら正確な数字はわからない。ただし令の規定に沿って出仕した者であれば、保有している位階から部分的な復元ができる。

まず、8 世紀の史料で確認できる南九州に拠点を置く有位者のなかから、内五位の者 1 名、外五位の者 14 名を抽出できる（表 4）。子の有無など不確定要素があるものの、少なくとも規定上は、『養老令』軍防令五位子孫条に則して、彼らの嫡子・庶子、おおよそ十数名～数十名が中央官職に採用されたと推測できる。

一方、8 世紀における畿内に拠点を置く有位者は、大隅忌寸公足、大隅忌寸三行の他に、隼人大麻呂（従八位上）、甞隼人麻比古（正六位上→外従五位下）が挙げられる⁷⁵。これも不確定要素が多いが、『養老令』軍防令五位子孫条や同内六位条の規定に沿って、彼らの嫡子・庶子、数名～十数名程度も中央官人になっていた可能性がある。

このように現存する史料では、古代南九州にルーツを持つ中央官人は 5 名しか確認できないが（前稿表 1）、令の諸規定を勘案すると、他にも十数名～数十名は存在したであろう。

古代南九州にルーツを持つ中央官人（下）（菊池達也）

表4 8世紀における南九州に拠点を置く有位者一覧

名前	位階	所属・官職等	出典
曾乃君多理(利)志佐	外正六位上→外従五位下→外正五位上→従五位下		『続日本紀』天平13年閏3月乙卯(5日)条、同15年7月庚子(3日)条、天平勝宝元年8月癸未(22日)条
曾君細麻呂	→外従五位下	日向隼人	『続日本紀』和銅3年正月庚辰(29日)条
加志君和多利	外従七位下勲七等 →外従五位下勲七等	大隅隼人、始羅郡少領	『続日本紀』天平元年7月辛亥(22日)条
佐須岐君夜麻等久々売	外従七位上→外従五位下、外従五位上→外正五位下	大隅隼人	『続日本紀』天平元年7月辛亥(22日)条、同15年7月庚子(3日)条
前君乎佐	外正七位下勲八等、外正六位上→外従五位下→外従五位上→外正五位下	薩摩郡少領	「薩麻国正税帳」、正集43、『大日古』2/11~20、『続日本紀』天平15年7月庚子(3日)条、天平勝宝元年8月癸未(22日)条、天平宝字8年正月丙辰(18日)条
薩麻君宇志(々)	外少初位上または外少初位下、外正六位上→外従五位下	薩摩郡主政	「薩麻国正税帳」、正集43、『大日古』2/11~20、『続日本紀』天平勝宝元年8月丙辰(22日)条
薩麻君鷹(白)	外従八位下勲十等、外正六位上→外従五位下→外従五位上	阿多郡少領	「薩麻国正税帳」、続々修35帙6巻背、『大日古』2/20~21、『続日本紀』天平宝字8年正月丙辰(18日)条、神護景雲3年11月庚寅(26日)条
曾県主岐直志日羽志	外正六位上→外従五位下		『続日本紀』天平勝宝元年8月癸未(22日)条
加祢保佐	外正六位上→外従五位下		『続日本紀』天平勝宝元年8月癸未(22日)条
加志公嶋麻呂	外従五位下→外従五位上		『続日本紀』神護景雲3年11月庚寅(26日)条
薩摩公久奈都	外正六位上→外従五位下		『続日本紀』神護景雲3年11月庚寅(26日)条
曾公足麿	外正六位上→外従五位下		『続日本紀』神護景雲3年11月庚寅(26日)条
大住直倭	外正六位上→外従五位下→外従五位上		『続日本紀』神護景雲3年11月庚寅(26日)条、宝亀7年2月戊辰(10日)条
薩摩公豊継	外正六位上→外従五位下		『続日本紀』宝亀7年2月戊辰(10日)条
曾乃君牛養	外正六位上→外従五位下	曾於郡大領	『類聚国史』卷190延暦12年2月己未(10日)条
薩麻君福志麻呂	外従六位下	薩摩郡大領	「薩麻国正税帳」、正集43、『大日古』2/11~20
曾県主麻多	外少初位下勲十等	薩摩郡主帳	「薩麻国正税帳」、正集43、『大日古』2/11~20
加士伎県主都麻理	外少初位上勲十等	阿多郡主政	「薩麻国正税帳」、続々修35帙6巻背、『大日古』2/20~21
薩麻君須加	無位	阿多郡主帳	「薩麻国正税帳」、続々修35帙6巻背、『大日古』2/20~21

位階の項の矢印は叙位を示す。

そして注目すべきは、彼らが中央官人になり得た前提として、その親が位階を積み重ねていた点である。史料上で判明するだけでも、嫡子・庶子が中央官人になり得る位階を持つ者は20名近く存在する⁷⁶。もちろんこれらの史料は、そうした位階を保有する者をすべて網羅しているわけではないので、他にもいた可能性が高い。実際、大隅直坂麻呂、薩麻君国益、大隅忌寸足の出身方法から考えると、南九州には外五位を有した大隅直氏と薩麻君氏、畿内には内六位~八位を有した大隅忌寸氏が、史料上では確認できないものの存在したはずである。ではどのようにして、嫡子・庶子を中央官人として出仕させるほどの位階を彼らは授かったのか。この点については、以前、畿内を本拠地とする者に限って考察をおこなった⁷⁷。ここではその結果に、南九州を本拠地とする者を加えて言及したい。

畿内を本拠地とする者に比べると、嫡子・庶子を中央官人として出仕させ得る位階を南九州のような地方を拠点とする者が獲得するのは容易ではない。原則として、地方在住者は外位が授けられるので、『養老令』軍防令内六位条の対象にはならない。また、帳内・資人などであれば位階が低くても可能性はあるが、選考があるため確実に採用されるわけではない。試験に合格する必要がある大学生も同様である。つまり南九州を本拠地とする者にとって、嫡子・庶子を中央官人として出仕させ得る位階とは、基本的には『養老令』軍防令五位子孫条の対象となる外五位を指す⁷⁸。

外五位を有する地方在住の者は、①中央官人になって考課

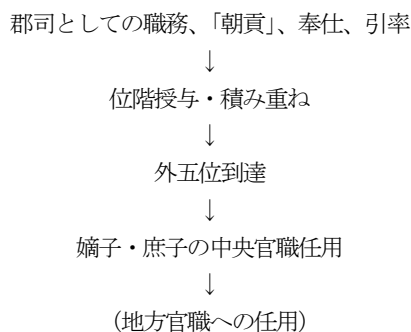
を積み地方に戻ってきた者、②地方官人(国博士、医師、郡司、軍毅など)になって考課を積んだ者、③官人としての考課を経ずに、蓄銭、財物貢献、あるいは戦争での武勲、祥瑞を得るなど特殊な功績によって叙位を受けた者、以上が推測できる⁷⁹。これらを念頭に置き、南九州で外五位を授かった者を考えたい。このうち③については、特に8世紀初頭であれば南九州では軍事衝突が起こっていたので⁸⁰、戦争での武勲による叙位も想定し得る。しかしあくまで③は特殊なケースであり普遍化できない。そのため①②が主だと考えられるが、誰もが官人になれたわけではない。①については、畿内周辺諸国であれば白丁身分だったとしても諸司に出仕し、ゆくゆくは下級官人になれた者もいたかもしれないが、南九州の白丁の場合、遠く離れた都へ出仕することはそうそうなかったであろう。②についても通常は地方豪族層が任じられることが多い。したがって最も一般的なのは、地方豪族層、すなわち郡司層の嫡子・庶子が、『養老令』軍防令五位子孫条や同兵衛条など、令の規定に沿って中央官職に任じられ、その後戻ってくるパターンと、同じく郡司層の嫡子・庶子が世襲的に地方官職に就くパターンだと考えられる。そして、彼らの親の位階の高さによっては蔭位を授かるケースもあったであろう。ただし①と②は厳密に分かれているわけではない。そもそも①の多くは郡司層の嫡子・庶子なので、戻ってきてそのまま地方官職(特に郡司)に任じられることはむしろ多かったと推測される。現に、諸国では中央の官職に就いていた者が郡司への就任を目指した事例がある⁸¹。また『養

老令』軍防令兵衛考満条では、兵衛解替の理由のひとつとして郡司に就任した場合を挙げ、その際の手順を示している。つまり令文上でも兵衛を経て郡司に任じるケースを想定している⁸²。要するに、南九州で外五位を授かった者とは、地方有力者集団である郡司層（郡司の嫡子・庶子も含む）だといえる。

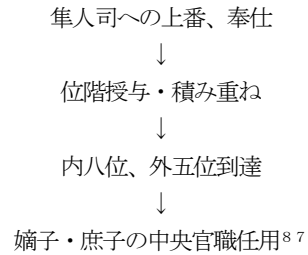
ただ、郡司に代表される地方官職の昇叙される機会は、就任時⁸³と臨時的なものを除くと、考選制度に基づく叙位しかない。郡司は外長上なので10年間（のちに8年に短縮）⁸⁴の勤務評定が必要であった。したがって①②だとしても、官人になっただけでは外五位に到達するのは難しい。しかし南九州の郡司層は、もうひとつ位階を授かる機会があった。いわゆる隼人の「朝貢」である。南九州の人々は、原則として6年に1回、都で「朝貢」儀礼をおこない、そのまま6年間在京し隼人として奉仕をしていた。これを率いていたのが郡司層であり、彼らはその際に位階をたまわっていた。郡司層全員が毎回引率していたわけではないと思われるが、同一人物が複数回叙位を受けている事例もある⁸⁵。8世紀には、隼人と呼称された南九州の郡司層が比較的外五位を授かっている印象を『続日本紀』編纂者は持っていたようである⁸⁶。つまり、南九州の郡司層が外五位を有していたのは、もちろん官人として考課を積んだのも一因であるが、諸国の郡司層がたやすく外五位を得ていたわけではないので、「朝貢」、独自の奉仕、そしてその引率など、隼人に求められていた諸事を果たしたことも大きいと考えられる。

以上、南九州に拠点を置く者が、嫡子・庶子を中央官人として出仕させる位階（外五位）をいかにして授かったかについて述べてきた。ここで本章のまとめとして、彼らが中央官人になる過程を、以前指摘した畿内を本拠地とする者と比べ整理したい。

南九州を本拠地とする者の場合、郡司層の一部（特に郡司の嫡子・庶子）が都へ出仕し中央官人になったと考えられる。その過程は、次のようにまとめられる（ただし外五位に到達しなくても郡領の「子弟」「姉妹及女」の一部は兵衛・采女となる場合がある）。



続いて畿内を本拠地とする者の場合、南九州から畿内へ移り住んだ者の後裔の一部が中央官人になったと考えられる。その過程は次のようにまとめられる。



これらを比較すると、中央官職に任じられる道筋にはやや異なる部分もあるが、隼人として活動することが位階の授与につながり、さらにその積み重ねが令の規定に則した中央官職への任用につながるケースがあったという点が共通する。要するに長期的に見ると、南九州にルーツを持つ者が中央官職に就くうえで重要だったのが隼人としての活動であり、それは本拠地が南九州であっても、畿内であっても変わりはないとまとめられる。

「朝貢」や奉仕など隼人としての活動については、「征服」を受け義務づけられた「屈辱的」⁸⁸なもので、また「被征服民としての不変性を確認する」⁸⁹のものであったなど、隼人側から見るとネガティブな行為だったと捉えるのが一般的である。もちろんそれらには服属儀礼的な要素も含まれていたと思われるし、隼人にとって負担が大きかったのも間違いのないであろう。しかし、このように隼人として活動することは、彼ら（特に南九州では郡司層、畿内では移住した者の後裔の一部）にとって、位階を授かり、自身または子孫が官職に就ける道が開けるといったメリットもあったといえよう。

おわりに

「古代南九州にルーツを持つ中央官人（上）（下）」では、まず大隅乙万呂の基礎的考察をおこない、彼が位分資人（または広義のトネリ）として活動していた可能性が高いことを論証した。そして、これまで筆者が取り上げてきた大隅忌寸公足、大隅忌寸三行、大隅直坂麻呂、薩麻君国益の成果も含めることで、古代南九州にルーツを持つ中央官人の分析をおこなった。

最後に、彼らのような存在が南九州でどのような影響を及ぼし、その結果、なぜ古代南九州の人々が律令国家の支配を受け容れたのかを考えたい。

繰り返しになるが、大隅忌寸公足は親が内六位以下八位以上の位を持っていたため、令の規定に則して中央官職に採用され、一般的な下級官人として活動した。また公足の位階から考えると、彼の嫡子も位子から中央官職に任じられたはずである。これを一般化すると、畿内を本拠地とする者のなかには律令官人社会に完全に溶け込んだ者がいて、そのような存在は保有する位階と令の規定を介して再生産されていたといえる。

そして本稿で論じたように、保有する位階と令の規定によ

って嫡子・庶子が中央官職に採用されたのは、南九州に拠点
を置く者も同様であった。それならば、南九州を本拠地とす
る者の間でも中央官人の再生産が起こっていたのではない
か。6章で述べた、中央下級官人が地方官職に任じられるケ
ースがあった点、その地方官職に就任し得る人物とは郡司層
であった点、南九州の郡司層には外五位を有する者がいた点、
これらを踏まえると次のように考えられる。郡司としての職
務や隼人としての活動などによって外五位に到達した南九
州の郡司は、その嫡子・庶子が中央官職に任じられた。この
中央官人になった者のなかには郡司として南九州に戻って
くる者がいて、その後位階を積み重ねて外五位を授かった者
もいた。すると彼らの嫡子・庶子もまた、令の規定に則して
中央官人として出仕した。このように南九州の郡司層のなか
で、中央官人の再生産が起こっていたことが想定できるので
ある。

一般に律令制下の郡支配の実態は、郡司（特に郡領）の伝
統的権威に依拠するものであった⁹⁰。さらに彼らは、当郡の
人たちが「推服」（心服してしたがう）し、隣郡にも名の知
れた人物が任じられていた⁹¹。そのような郡司になり得る有
力者たち（郡司層）が位階を授かってそれを積み重ね、中央
官職に就き、その後南九州に戻って郡司となり、都で積んだ
経験を生かして郡を統治したとすると、その共同体の構成員
もまた、律令国家による支配を肯定していったのではあるま
いか。

以上、推測に推測を重ねてきたが、単に武力に訴えるだけ
でなく、このようにして郡司層を中心とした南九州の住民の
理解・協力を得ていったことが、最終的に律令国家が南九州
へ支配を拡大できたこと背景としてあったのだと考えら
れるのである。

⁶⁴ 内容の詳細および根拠となる史料の出典は、拙稿、註9・
11 前掲論文を参照されたい。

⁶⁵ 磐下徹『日本古代の郡司と天皇』（吉川弘文館、2016年）
193頁。

⁶⁶ 後述するように、『養老令』軍防令五位子孫条は神亀5年
に修正され、内位・外位の間で就任できる官職が区別された
（『類聚三代格』巻5神亀5年3月28日太政官奏）。以下、
この条文を用いる際には、神亀5年にこの変更があったこと
を前提として説明をおこなう。

⁶⁷ 大隅忌寸三行は、他の4名と異なり、『養老令』軍防令五
位子孫条、同内六位条、同帳内条などに基づいて任官された
わけではないが、それ以前に位階を積み重ねていたから、正
六位下相当官である隼人正に任じられたと考えられる。

⁶⁸ 拙稿、註11 前掲論文、7～9頁。

⁶⁹ 『類聚三代格』巻5神亀5年3月28日太政官奏。

⁷⁰ なお神亀5年以前においては内外五位の区別がなかった
ので、『養老令』軍防令五位子孫条に則って内舎人に任じら
れる資格を持った人物が、畿内に存在した可能性がある。し

かし本拠地が南九州である者と同様（拙稿、註11 前掲論文、
7～8頁）、畿内に拠点を置く者も、出自や縁故関係に勝る
であろう内五位以上の子孫との競争に勝ち抜く可能性は低
く、内舎人に任じられた者はほぼいなかったと推測される。

⁷¹ 『類聚三代格』巻5神亀5年3月28日太政官奏。

⁷² ただし天平2年に新たに設置された明法生・文章生は、
入学資格が異なり、雑任（分番の官人。舎人、兵衛、資人な
ど）と白丁の聡慧な者（年齢制限なし）から選ばれた（『令
集解』職員令大学寮条令釈）。

⁷³ 『類聚三代格』巻5神亀5年3月28日太政官奏。

⁷⁴ ただし秀才・明経科の及第は中上第以上とされたが（『養
老令』考課令秀才条、同明経条）、位階を授けられるのは上
中第以上の者に限られ、授位規定のない及第者は式部省の留
省となる（『養老令』選叙令秀才出身条、『令義解』考課令貢
人条）。

⁷⁵ 「山背国隼人計帳」（竹内理三編『寧楽遺文』上巻、訂正
4版、東京堂出版、1976年）187頁、『続日本紀』神護景雲
3（769）年11月庚寅（26日）条。

⁷⁶ 先掲した南九州に拠点を置く内外五位を持つ15名と、畿
内に拠点を置く有位者4名を合わせた人数。

⁷⁷ 拙稿、註9 前掲b論文。

⁷⁸ ただし南九州を本拠地とする者の場合、外五位を授から
なくても、郡領の「子弟」および「姉妹及女」のなかから、
それぞれ兵衛、采女として中央へ出仕する者もいた（拙稿、
註11 前掲論文、8頁）。

⁷⁹ 中村順昭『律令官人制と地域社会』（吉川弘文館、2008
年）、13頁を参考にした。

⁸⁰ 註6。

⁸¹ 中宮舎人左京七条人従八位下海上国造他田日奉部直神護
が天平20年頃に作成したとされる「他田日奉部神護解」（正
集44、『大日本古文書』3ノ149～150）によると、それま
で藤原麻呂の位分資人を11年間、中宮舎人を20年間務めて
いたことなどを根拠に、海上郡の大領への就任を申請してい
る。これを一般化するならば、資人や諸舎人を経て郡司に任
用された者がいたと推測される。

⁸² 今泉隆雄「8世紀郡領の任用と出自」（同『古代国家の地
方支配と東北』、吉川弘文館、2018年、初出は1972年）、66
頁。

⁸³ 大領には外従八位上、少領には外従八位下を授けること
になっていた（『養老令』選叙令郡司条）。主政・主帳には天
平神護3（767）年以降、位1級を叙すことになったが、そ
れ以前は初叙規定がなかった（『類聚三代格』巻7天平神護
3年5月21日勅）。

⁸⁴ 『養老令』選叙令叙郡司軍団条。ただし慶雲3（706）年
に選限は2年短縮され（『続日本紀』慶雲3年2月庚寅（16
日）条）、『養老令』施行により選限が元に戻された天平宝字
元（757）年～同8年を除き8年であった。

⁸⁵ 例として以下の人物が挙げられる。なお括弧内の出典は

すべて『続日本紀』である。佐須岐君夜麻等久々売（天平元年7月辛亥（22日）条、同15年7月庚子（3日）条）、曾乃君多利志佐（同15年7月庚子条、天平勝宝元（749）年8月癸未（22日）条）、前君乎佐（同15年7月庚子条、天平勝宝元年8月癸未条、天平宝字8（764）年正月丙辰（18日）条）、薩摩公鷹白（天平宝字8年正月丙辰条、神護景雲3年11月庚寅条）、大住直倭（神護景雲3年11月庚寅条、宝龜7（776）年2月戊辰（10日）条）。

⁸⁶ 『続日本紀』神龜5年4月辛巳（15日）条。拙稿、註11前掲論文、11～12頁。

⁸⁷ 大隅忌寸三行の事例を考えると、自身が任用される場合もある。

⁸⁸ 井上辰雄『熊襲と隼人』（教育社、1978年）、223頁など。

⁸⁹ 中村明蔵『隼人の古代史』（平凡社、2001年）、231頁。

⁹⁰ 熊谷公男「奈良時代陸奥国北縁部における建郡と郡制—黒川以北十郡と遠田郡を中心に—」（同編『古代東北の地域像と城柵』高志書院、2019年）、45頁。

⁹¹ 『続日本紀』天平14年5月庚午（27日）条。

（本稿は公益財団法人高梨学術奨励基金令和3年度若手研究助成による研究成果の一部である。）